

にゅーす しター

NPO 消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop

ホームページ: <http://okayama-con.net>

消費生活サポーター講座を開催しています

6か月間(4月～9月)で12会場661名の受講となりました。



開催をご希望される団体の方はぜひご一報ください！

岡山市消費生活センターとの懇談会を開催しました



10月23日(水)14～16時、岡山市役所8階会議室にて、岡山市消費生活センターの所長中西さん、副主査山本さん、主任水内さん、消費者ネットおかやまの事務局長河端さん、理事兒島さん、近藤さん、監事宮本さんと事務局2名の9名で懇談会を開催。市消費生活センターからは、消費者啓発事業として講演会開催や出前講座の実施、メールマガジンの配信、食品表示実態調査などの取り組みについて、市に寄せられた相談内容についての説明があり、消費者ネットからはこの間の消費者被害未然防止事業やサポーター講座、消費者月間記念講演会、消費者被害なんでも相談会などの取り組みについて説明。意見交換の後、今後も協力して取り組めることを具体的に検討していくを確認しました。

●「当消費者ネットおかやま」は、平成25年度中に20か所の開催を目指して計画中です。

●開催をご希望の方は、個人、団体を問わずお気軽に当事務局（TEL086-230-1316）までご一報ください。

（開催日時等の調整をさせていただきます。なお、講師の手配、講師謝金、会場費等のご負担の必要はありません。）

第15回 適格消費者団体連絡協議会が60名の参加で開催されました。

経済産業省主催「冠婚葬祭互助会の解約手数料のあり方等に係る研究会」が開かれる。

研究会に参加している消費者機構日本から、セレマの最高裁判決が出ていない中、経産省が主体となり、研究会が行われていること。

消費者からの苦情が多い問題であり、訪問販売であること、解約手数料の問題、契約の法的根拠、違約金の定め、損害賠償の対象など検討していくとの説明が行われました。

全国の契約件数は1000万件を超え、前受金で2兆円を超える規模となっており、週刊ダイヤモンド9/21号では「互助会の危機」の特集がされています。

裁判を始めた福岡からは、日本セレモニーについて、損害について建物の減価償却や従業員の給与も含まれることの資料が出されたことや京都からは、契約によって事業者が受けているメリットや使われなかったお金が莫大になっている。それぞれの適格団体がこの問題について訴訟をしていくことが必要との意見が出されました。消費者機構日本から、実態を明確にしていくことや消費者が巻き込まれている事案であり、社会的問題にしていける必要があることの訴えがありました。



消費者支援機構福岡 朝見理事長より、集団的消費者被害救済制度は国会が開会されない状態。適格消費者団体設立にむけて準備しているところで、今回東北と沖縄からも参加し、設立にむけた動きが出ている。特定適格も課題となってくることなど挨拶が行われました。

消費者庁からの報告。

消費者庁加納制度課課長から、セレマ判決を契機として互助会の検討が始まった。経済産業省が研究会を開催し、消費者庁がオブザーバーで参加。消費者庁から消費者トラブルなどの情報提供は行っている。

集団的消費者被害救済制度は、衆議院であと15時間の論議を、参議院では、10時間。週刊誌で「経済への悪影響10兆円規模」の取り上げで状況は厳しい。各議員への働きかけをお願いしたいこと、担当者が適格団体を訪問し、その中で書類等の不備が散見されている。対応してほしいことの報告が行われました。

また、消費者庁石井課長補佐から、2014年度概算要求でアベノミクスを消費者の利益に結び付けていくために、2つの重点事項 1,物価・消費市場関連対策 2,消費者安心・安全確保について説明されました。

消費者庁望月企画官から、適格団体のガイドラインを7月に改訂10月から適用となる。業務規程の改訂など準備されている。議員からは団体の内容など聞いてくる。ちゃんとやっていることが必要であることや消費者庁高桑課長補佐から、活性化基金の活用状況について説明されました。交付金事業は申請6県1700万となっています。

適格消費者団体をめざして 東北そして沖縄からも参加 熊本は来年申請

熊本からは、来度中には、補助金の活用をしながら申請を行う予定で準備していること、東北から設立準備会として参加してきたこと、沖縄では、会員100名200万程度の財産基盤となっていること、岡山では事務局体制の問題と財政規模が課題であることの報告がされました。また、生協連から無償で事務所を借りていることについて、契約を締結し、それで消費者庁として認可してもらっていることの報告がされました。

また、理事の構成のところで事業者に対して独立性をもたしている(担保されている)。一方コンプライアンス上問題ないようにする必要があるとの意見も出されました。ガイドラインでは、利益相反の禁止が規定されています。

適格消費者団体からの報告

消費者機構日本は、回復訴訟制度を早期に実現させていくため院内集会を行うこと、互助会の在り方研究会に参加している。

また、案件をひろく情報収集に苦労していることとの意見があり、全相協では、週末相談年間2500件あり、ホームページからの情報提供も含めて、申し入れ等の活動につなげていること、北海道及び札幌市と覚書を締結し、情報提供が行われることなどの事例が紹介されました。

食品表示法に対して、適格消費者団体の係りについて、これからの課題となることなど意見交換され、閉会挨拶が行われ終了しました。

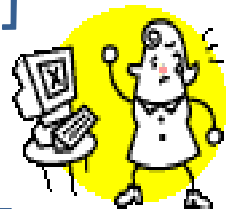
催し物・行事案内

消費者啓発 ～消費者被害にあわないために～

記念講演「今どきのネット・ケイタイに潜む落とし穴」

開催日
会場
講師

11月9日(土) 14時から
岡山県立図書館 2階 多目的ホール
原田 由里さん(ECネットワーク理事)
—— 詳しくは、別紙のチラシをご覧ください ——



第16回 消費者被害なんでも相談会を開催します

日時：12月7日(土) 13時～16時
場所：きらめきプラザ7階 会議室706号
岡山市北区南方二丁目 13-1(旧国立病院)

事前予約不要
相談の時間制限なし
当日の相談無料

- ★不当勧誘、貸衣装や賃貸等の不当契約、冠婚葬祭の契約、有害サイトへの接続で多額請求…その他、多重債務、建物や設計問題など消費生活の中での困りごとがありましたら、会場又は当日相談専用電話でご相談ください。
- ★当日は、弁護士、司法書士、建築士などがご相談に対応します。
- ★周りでお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひご一報ください。



消費者被害の未然防止のために！消費者の自立支援のために！

10・11月は、当会の会員加入促進月間です

当会への会員を募集しています。

会員になってくださる方をご紹介します！

☆会員状況 (9月30日現在)

個人正会員 72人 個人賛助会員 7人 団体正会員 14団体

当会では、個人正会員100人以上をめざして、10・11月を加入促進月間として取り組み中です。

☆会費・・・当会の運営は、会費と寄付によって賄われています。(1口以上をお願いしています。)

正会員	個人	1口 3,000円	団体	1口 10,000円
賛助会員	個人	1口 1,000円	団体	1口 10,000円

☆会員の特典

会員には、にゅーすレターや他の適格消費者団体の発行物をお届けしたり、消費者行政の動向や講演会・シンポジウム等の情報を提供しています。